

国営大野川上流土地改良事業に関する意見書

国営大野川上流土地改良事業は、新規水源の確保による生産性の向上と農業経営の安定を目的に、昭和五十四年度に事業着手した。

しかしながら、事業着手後三十年余りが経過した現在、未だ水源である大蘇ダムは完成しておらず、地元農家は、「時間給水」という昼夜を問わない不規則な水管理を余儀なくされている。また、事業費も当初百三十億円から五百九十六億円となっている。

こうした中、平成二十二年度から三年間の浸透抑制対策工事の検証結果を踏まえ、国から平成二十五年度以降の大蘇ダム対策については、県、市の負担を伴う国営土地改良事業で実施し、事業費百二十六億円、工期は最短で七年を要する等の工事内容の説明があった。

国営土地改良事業となれば県負担を伴うものであるが、地域の農業振興を図るうえで最も大事なことは、一日でも早く大蘇ダムから地元へ安定した用水供給を行い、安心して農業ができる基盤づくりを進めていくことである。

よって、国会及び政府におかれては、大野川上流地域の農業振興を図るため、次の事項の対策を講じるよう強く要望する。

一 大蘇ダムを国営土地改良事業で早期に完成させ、一日でも早く地元へ安定した用水供給を行うこと。

二 平成二十二年度からの浸透抑制対策で検証が行われていない工種等について、十分な調査を実施すること。

三 地域の水需要の実態に即した水利権更新とともに、時間給水の解消など地元が納得する水収支に基づく事業計画を策定すること。

四 大蘇ダムの維持管理には特別な技術的配慮が必要であることから、国の直轄管理を適用するとともに、地元農家の維持管理についても負担が増加しない支援措置を検討すること。右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十四年十二月十二日

大分県議会議長 志 村 学

衆議院議長 殿

参議院議長 平田健二殿

内閣総理大臣 野田佳彦殿

財務大臣 城島光力殿

農林水産大臣 郡司彰殿